

「Team Sapporo-Hokkaido」ウェブサイト制作・運用業務
公募型企画競争に係る提案説明書

1 業務名

「Team Sapporo-Hokkaido」ウェブサイト制作・運用業務

2 業務の目的

別紙「仕様書」のとおり。

3 契約概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(2) 予算規模（契約限度額）

上限15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、本企画提案内容や協議を踏まえた内容に変更を加えることを想定している。

4 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案を行うものとする。

(1) ウェブサイト構築

ア ウェブサイトのコンセプト

Team Sapporo-Hokkaido（以下「TSH」という。）が目指す日本の再生可能エネルギーの供給基地、アジア・世界の金融センターの実現を踏まえ、国内外のGX企業や資産運用会社、投資家等に関心を抱かせるブランディングコンセプトなど、当該ウェブサイト構築におけるコンセプトについて記載すること。

イ デザイン・レイアウト

当該ウェブサイトには、北海道への進出を検討する国内外の企業や資産運用会社・投資家等が、北海道のGXに関わる情報収集を行うために訪れることから、国内外の都市間競争に打ち勝てるよう、効果的なデザインやレイアウトを提案すること。

(2) 対応言語

日本語と英語の2言語に対応するための手法を示すこと。

(3) コンテンツ

ア TSHのロゴ

デザインを提示するとともに、コンセプトや意図についても説明すること。

イ コンテンツ記事

以下を含むコンテンツ記事の一例を示すとともに、コンテンツ記事の構成や目次等についても提案すること。

- ① 北海道における GX のポテンシャルや可能性を伝えるもの
- ② TSH の活動である 8 つの GX プロジェクトを説明するもの
- ③ 札幌がアジア・世界の金融センターとして資産運用会社等の金融機能を集積させていくこと

ウ 特集記事

本業務にて今年度「特集記事」として想定される記事の内容やデザインのイメージを記載すること。また次年度以降継続して事業を実施した場合、どのような運用方針や情報発信が考えうるかのアイデアも記載すること。

エ ニュース記事

ニュース記事のデザイン・レイアウトのイメージ及び TSH 構成員が記事を作成してからウェブサイト公開までの作業イメージ（CMS の特徴などを含む）を掲載すること。

オ 各種サイトへのリンク誘導

各種サイトへの誘導手法について提案すること。

(4) パンフレット制作

TSH の取組や北海道の GX のポテンシャル等のイメージが伝わるデザイン、使用する写真、タイトル等を提案すること。

(5) 業務執行体制、スケジュール及び予算

本業務を実施するにあたっての業務執行体制、スケジュール及び予算配分等を記載すること。

5 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 参加手続きに関する事項

- (1) 日程

ア 公募開始	令和6年9月17日（火）
イ 参加申出書・提案者概要の提出期限	令和6年9月27日（金）12時必着
ウ 提出書・企画提案書等の提出期限	令和6年10月3日（木）12時必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和6年10月8日（火）予定
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和6年10月上～中旬
カ 契約締結	令和6年10月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室へ郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）又は持参により提出すること。

ア 参加意向申出書（様式1）	1部
イ 企画提案者概要（様式2）	1部
ウ 企画提案書提出書（様式3）	1部
エ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・表紙に提案者の団体名称が記載されていないもの	10部
オ 上記エのPDFデータ（CD又はDVD）	1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和6年9月27日（金）12時まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市公式ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

gx.promotion@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【「Team Sapporo-Hokkaido」ウェブサイト制作・運用業務】質問書」とする。

7 契約候補者の選定方法

企画提案の内容は、「「Team Sapporo-Hokkaido」ウェブサイト制作・運用業務企

画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 評価基準

評価項目	評価内容	評価点
コンセプト (4-(1)-ア)	・国内外のGX企業、資産運用会社、投資家等の視点を踏まえた、北海道、札幌への誘致や投資に効果的なコンセプト・ストーリーが構築できているか。	10
デザイン・レイアウト／対応言語 (4-(1)-イ ／4-(2))	・国内外のGX企業、資産運用会社、投資家等の興味を引くようなものとなっているか。 ・コンセプトに基づいた効果的なサイト構成であり、必要な情報にたどり着きやすいページ構成となっているか。 ・日本語版と英語版のページは、それぞれのターゲットに伝わりやすい工夫がされているか。	15
ロゴデザイン (4-(3)-ア)	・TSHのブランドイメージにふさわしく、認知度の向上に資するものとなっているか。	10
コンテンツ記事 (4-(3)-イ)	・北海道のGXのポテンシャル、TSHの取組及びTSHが目指している姿を十分にPRできる内容となっているか。	15
特集記事 (4-(3)-ウ)	・国内外のGX企業、資産運用会社、投資家等に対し、北海道、札幌への進出や投資の参考になる情報となっているか。また、読み手の興味を引くような内容となっているか。	15
ニュース記事 (4-(3)-エ)	・作業イメージは誰でも容易にページ作成ができるような手順となっているか。	10
各種サイトへのリンク誘導 (4-(3)-オ)	・利用者が求めるリンク先がわかりやすく表示されているか。	5
パンフレット制作 (4-(4))	・手に取ってもらいやすいデザインとなっているか。 ・TSHの取組や北海道のGXのポテンシャル等のイメージがし易い構成となっているか。	15
業務執行体制・スケジュール (4-(5))	・業務従事者の経験、実績等の観点から、業務全体を円滑に進められる体制となっているか。 ・提案内容に対して実現可能なスケジュールとなっているか。	5
		100

(2) 参加資格の審査及び結果の通知

「5 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(3) 委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

- ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。
- イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

8 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他留意事項

(1) 提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

14 各書類の提出先・問合せ先

担 当：札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション
推進室誘致・広報担当課（担当：宗岡・青山）

住 所：札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

電 話：011-211-2423 FAX：011-218-5109

E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp